

聖マリアンナ医科大学

管 生 会

S U G A O K A I

・入会案内・

学校法人聖マリアンナ医科大学が重んじる「生命の尊厳」。

私たち協力企業も、その理念を支える力になりたい。

その願いが菅生会の原点です。

多くの企業、個人のみなさまのご賛同、ご入会をお待ちしております。

会長のごあいさつ

昭和55年、聖マリアンナ医科大学理事長の強いご意向に基づいた救命救急センターの竣工という、大学の10周年記念行事が挙行されるのと時を同じくして、それぞれの分野で大学よりご高配を願っている私達業者が益々発展し、また聖マリアンナ医科大学様に末永くお取引いただくため、法人の意向により菅生会が結成発足されました。

お陰様で菅生会会員皆様のご協力により誠に僅かではございますが、毎年医学会、聖医祭等に毎年ご支援を頂きました。また、その他にも、大学及び各附属病院の記念事業、行事について、微力ですが積極的にご協力申し上げております。

今後とも引き続き、聖マリアンナ医科大学様のご愛顧にお応えしていくため、また、共に発展していくため、当菅生会への入会にご理解とご協力をお願い申し上げます。

菅生会会長

菅生会入会のご案内

菅生会とは

昭和55年に発足し、学校法人聖マリアンナ医科大学の発展と、会員相互のコミュニケーションを図ることを目的とした任意団体です。

入会資格

- ・聖マリアンナ医科大学と常時取引関係を有する個人及び法人。
- ・取引の永続する見込みのある協力業者。

入会方法

入会申込書をご提出いただき、当会会長の同意を得た上で会員となります。

年会費

特別会員：60,000円
正会員：30,000円

活動内容

- ・聖マリアンナ医科大学への定期寄付
- ・聖マリアンナ医科大学及び、各付属病院の記念事業、行事への協力
- ・聖マリアンナ医科大学及び、各付属病院への協賛金及び寄付
- ・聖マリアンナ医科大学教職員との親睦
その他

主な協力実績

昭和55年度 大学創立10周年記念事業(救命救急センター)
昭和60年度 大学創立15周年記念事業(西部病院建設事業)
平成2年度 大学創立20周年記念事業(奨学基金募集)
平成8年度 大学創立25周年記念事業(特別教育施設(聖堂建設))
平成18年度 大学創立35周年記念事業(本学教育棟及び東横病院)

菅生会会則

第1章 総則

- 第1条 この会は、菅生会と称する。
 第2条 この会は、聖マリアンナ医科大学の取引業者で組織する。
 第3条 この会の事務局は、聖友インシュアランスアンドリース株式会社内に置く。

第2章 目的

- 第4条 この会は、聖マリアンナ医科大学の記念事業及び行事等に協力して、大学の発展に寄与し、併せて会員相互の繁栄とコミュニケーションを計ることを目的とする。

第3章 会員

- 第5条 この会に次の会員を置く。
 特別会員
 正会員
 会員は、この会の入会申込書を提出して、会員名簿に記入された法人及び個人とする。
 第6条 この会に入会を希望する者は、入会申込書を提出して会長の同意を得て、会員とする。
 (イ) 聖マリアンナ医科大学と常時取引関係を有するもの。
 (ロ) 取引の永続する見込みのある協力業者。
 第7条 会員で、次の各号のいずれかに該当する者は、会長の同意を得て退会扱いとすることができる。
 (イ) この会の秩序を著しく乱した者。
 (ロ) 聖マリアンナ医科大学の体面を毀損するような行為をした者。
 (ハ) 納入期限を過ぎても会費を納入しない者。

第4章

- 第8条 この会に次の役員を置く。
 会長 1名
 副会長 若干名
 理事者 若干名
 監事 若干名
 第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠として選任された者の任期は、前任者の残存期間とする。
 第10条 役員は、その総数を理事として総会で選出する。
 第11条 会長は、理事の互選により決定し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。副会長及び監事は、理事のなかから会長が委嘱する。
 第12条 会長は、この会を代表し、総会及び理事会の決議に基づいて、会務を統轄する。
 第13条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合、その任務を代行する。
 第14条 理事は、法人を代表するか若しくはこれに準じる資格のある者から選び会長及び副会長を補佐し、日常の運営にあたる。
 第15条 理事に業務担当及び会計担当を置き、監事はこの会の業務及び会計を監査する。

- 第16条 この会は、諮問機関として顧問を置き、聖マリアンナ医科大学より推薦を受けた者にこれを委嘱する。

第5章 会議

- 第17条 会議は総会及び理事会とし、総会は全会員、理事会は第8条に記載する役員で構成するものとし、会長がこれを召集する。
 第18条 会議は過半数の出席(委任状を含む)と多数決により決定する。
 第19条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
 第20条 定時総会は、毎年6月頃に開催し、次の各号を審議する。
 (イ) 役員を選出
 (ロ) 会務報告
 (ハ) 会計報告
 (ニ) 会務計画
 (ホ) 予算計画
 (ヘ) その他理事会が認めた事項
 第21条 臨時総会は、次の各号の一つに該当するとき開催する。
 (イ) 理事会が必要と認めたとき。
 (ロ) 会員の3分の2以上(委任状を含む)の要請があったとき。
 第22条 理事会は、総会提出議題の審議その他必要と認めた事項について審議する。

第6章 会計

- 第23条 この会の経費は、会費、特別会費等をもってあてる。
 第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。
 第25条 この会の会費は、特別会員60,000円、正会員30,000円とし、1年分をまとめて6月末日までに、事務局に納入する。
 第26条 一旦納入した会費等は如何なる理由があっても、返却しない。またこの会の財産は貸付、投資等に流用することはできない。

第7章 行事

- 第27条 毎年聖マリアンナ医科大学に対して定期寄付金を行なう。寄付金の用途については、聖マリアンナ医科大学に一任する。金額は理事会で決定する。その他の記念事業、慶祝行事、学会寄附金等の寄附行為は30万円以下は会長、副会長が協議して決定し、30万円以上は理事会で決定する。

菅生会事務局

〒214-0035
 神奈川県川崎市多摩区長沢2-20-31 MSビル2階
 聖友インシュアランスアンドリース株式会社内
 TEL 044-975-4871 FAX 044-975-4873
 聖マリアンナ医科大学代表電話 044-977-8111(内線 4254)

聖マリアンナ医科大学 菅生会

〒214-0035 神奈川県川崎市多摩区長沢2-20-31MSビル2階（聖友インシュアランスアンドリース(株)内）

TEL 044-975-4871（直通）FAX 044-975-4873

聖マリアンナ医科大学代表 044-977-8111（内線4254）